

## 答 申

### 第1 審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し平成19年8月17日付け千葉市指令財契約第34号で通知した、本市発注工事の談合事件を原因とする平成16年10月26日付けの損害賠償請求から平成17年12月4日のその時効完成までの間に杉山不動産開発株式会社（以下「旧市原組」という。）、旧市原組の清算人及び株式会社市原組（以下「新市原組」という。）に対してとられた債権保全策（以下「本件債権保全策」という。）に関する次に掲げる情報が記録された公文書（以下「本件公文書」という。）を不存在による不開示とした決定は、妥当である。

- (1) 平成16年3月12日付け営業権譲渡契約による営業権として受けとった5千万円の追及記録等すべての情報
- (2) 平成16年3月22日の清算開始に対する市の対応策に関するすべての情報
- (3) 納付期限（平成16年12月24日）以降の督促をした記録及び時効の中断措置等のすべての情報
- (4) 資産調査の結果、資産なしならば代表取締役等を保証人に追加する等の交渉をした記録等すべての情報
- (5) 新市原組に対する追及を検討した記録等すべての情報（別法人と判断した資料16通が開示されたがこれらを精査したところむしろ同一とみるのが自然と思うがそうでないと判断した文書・記録）
- (6) 旧市原組が無資力と判断した記録等すべての情報及びこの段階で上記（5）を再度検討した記録等すべての情報
- (7) 時効完成の平成17年12月3日を展望し訴訟提起等の保全策を検討した記録及び断念した理由等がわかる決裁文書等すべての情報
- (8) 独占禁止法上の損害賠償でなく民法第709条に基づく損害賠償請求の検討及び断念した理由等がわかる決裁文書等すべての情報

### 第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

#### 1 開示請求

異議申立人は、平成19年7月9日、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件公文書の開示請求を行った。

#### 2 不開示決定

実施機関は、開示請求に対し、請求のあった本件公文書は未作成により存在しないとして不開示決定を行い、その旨を平成19年8月17日付け千葉市指令財契約第34号で異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、不開示決定を不服として、平成19年10月19日付けで実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成20年10月21日付け20千財契第709号により、条例第19条の規定に基づき、千葉市情報公開審査会に諮問した。

## 第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書を不開示とした決定の取消しを求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

本件債権保全策について、財政局長は、平成19年6月14日開催の千葉市議会において、できる限りのことを行った、同年9月26日開催の千葉市議会において、やるべきことはすべてやったと答弁している。

そこで、これを検証するために本件公文書の開示請求を行ったところ、本件公文書は未作成であり、不存在のため不開示とする決定がなされた。

千葉市公文書管理規則（平成12年千葉市規則第93号）及び千葉市公文書取扱規程（平成4年千葉市訓令（甲）第10号）によれば、本件公文書は確実に作成されていなければならないと判断する。

また、本件公文書が作成されておらず、口頭のみによる事務処理であったとするならば、議会軽視も甚だしく、さらに、行政の文書主義を逸脱し、行政の透明性を確保するために制定された情報公開制度の根幹を揺るがすものであるから、公文書を適正に作成することを求める。

## 第4 実施機関の説明の要旨

異議申立てに対する実施機関の理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

### 1 本件公文書について

本市は、本件債権保全策として弁護士による法律相談、民間調査会社による旧市原組の資産状況調査、旧市原組の課税及び納税状況の調査、旧市原組の法人市民税の納税状況及び固定資産の所有状況の調査並びに新市原組の法人登記簿における旧市原組の債務に係る免責の登記の確認を行っている。それらに係る公文書としては、次に掲げるものが存在するが、いずれも異議申立人等から別になされた開示請求により、実施機関は、異議申立人等に対し既に開示しているところである。

- ア 平成16年10月26日付け損害賠償請求に係る法律相談について（報告）
- イ 平成17年1月5日付け損害賠償請求に係る法律相談について（報告）
- ウ 平成17年1月6日付け土木・舗装工事の談合事件に係る損害賠償請求における資産状況調査について（依頼）
- エ 平成17年2月15日付け土木・舗装工事の談合事件に係る損害賠償請求における資産状況調査について（回答）
- オ 平成17年5月11日付け損害賠償請求資料の送付について
- カ 平成17年5月26日付け法律相談概要
- キ 平成17年6月27日付け課税及び納税状況について（照会）
- ク 平成17年6月30日付け課税及び納税状況について（回答）
- ケ 平成17年6月30日付け登記事項証明書申請書について
- コ 平成17年7月1日付け税情報について（照会）
- サ 平成17年7月4日付け税情報について（回答）

本市が本件債権保全策として行った措置（以下「本市が現に行った措置」という。）及びそれに係る開示済の公文書（以下「開示済の公文書」という。）は、上記のとおりであるが、異議申立人は、千葉市議会における財政局長の答弁内容から、本市が現に行った措置以外にも本件債権保全策として行っている措置（冒頭の「第1 審査会の結論」の（1）から（8）までに掲げる旧市原組に対する督促及び時効の中断措置等、新市原組への損害賠償請求の検討、民法第709条に基づく損害賠償請求の検討その他の措置）があるはずであると、開示済の公文書以外にそれらに係る本件公文書が作成され存在していなければならず、開示すべきである（仮に本件公文書が作成されておらず、口頭のみによる意思決定によるものであったならば、公文書の適正な作成を求める）と主張している。

## 2 本件公文書の不開示決定について

しかしながら、実施機関においては、上記の旧市原組の資産状況及び納税状況等の調査を行った結果、旧市原組に資産がないことが判明し、また、旧市原組から新市原組への営業譲渡が損害賠償請求を逃れる目的で行われたとの確証を得ることができなかったこと等の理由から、本市が現に行った措置以外に、異議申立人が行っているはずであると主張する措置を行っていないものではない（平成19年12月21日の監査委員の勧告があった後であれば、そうすべきであったと言える点もあるかもしれないが、平成16年及び平成17年当時においては、それを考慮又は検討した経緯はない）。

よって、上記異議申立人の主張する措置に係る実施機関の意思決定はなく、本件公文書は作成されておらず（作成を要するものでもなく）、不存在であり、それを不開示とした決定に違法不当はない。

異議申立人は、審査会に先立ち平成20年5月27日に実施機関が設けた口頭意見陳述の場において、本市が現に行った措置以外にも本件債権保全策として当然行うべきであった措置が行われていないことが問題である旨主張するが、このことと本件債権保全策に係る実施機関の意思決定の有無とは、切り離して論じられるべきものであり、この主張は、実施機関の意思決定がなかったことに何ら影響を与えるものではなく、本件公文書の未作成による不存在を違法不当とする理由に当たらないものである。

なお、異議申立人が主張の中で引用している千葉市議会における財政局長の答弁

は、本件債権保全策として本市が現に行った措置が当時としては妥当な事務処理であったことを述べているものである。

## 第5 審査会の判断

審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

本件債権保全策のうち本市が現に行った措置に係る公文書については、異議申立人等から別になされた開示請求により既に開示されていると認められるところである。

異議申立ての趣旨は、本市が現に行った措置以外にも本件債権保全策として行っている措置があるはずであり、それに係る本件公文書が作成され存在していなければならぬことから、本件公文書を未作成による不存在的ため不開示とした決定の取消しを求めることにあると解される。

そこで、審査会は、実施機関に本件債権保全策として行われた措置について時系列で報告させ、それに伴い作成された公文書とその内容及び開示状況を逐次確認した。そして、本件債権保全策に関する情報が記録された公文書の存否について実施機関から文書及び口頭による説明を徴した。

実施機関の説明は、平成19年12月21日の監査委員の勧告があった後であれば、本市が現に行った措置以外にも本件債権保全策として行うべき措置を考慮又は検討すべき点があったと言えるかもしれないが、平成16年10月26日付けの損害賠償請求から平成17年12月4日のその時効完成までの間においては、それを考慮又は検討した経緯はなく、本件公文書は作成されておらず不存在的であるとするものであり、その説明に特段の不合理な点は認められなかったところである。

さらに審査会は、平成21年9月28日に本件公文書の存否について実施機関に対する立入調査を実施した。実施機関における公文書の保管状況を確認の上、開示済の公文書以外に本件公文書が存在するか調査したが、本件公文書の存在を確認することはできなかった。

よって、審査会は、実施機関において本件債権保全策に関し開示済の公文書以外の公文書は作成されておらず、不存在的であって、本件公文書は保有されていないものと認めたものである。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、本件債権保全策として本市が行うべきであった措置について述べ、それが行われていないならば、それ自体が不適切であり問題である旨主張しているが、審査会は、本市が本件債権保全策として行った措置に係る公文書の存否を審査するにとどまるものであって、本件債権保全策としていかなる措置を講ずべきであったか、その妥当性については審査する立場にないことを申し添える。

<参考>

## 答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成20年10月21日	諮問書の受理
平成20年11月18日	実施機関から理由説明書を受理
平成20年12月24日	異議申立人から意見書を受理
平成21年 3月25日	審議（第95回審査会）
平成21年 5月12日	異議申立人意見陳述及び審議（第96回審査会）
平成21年 6月16日	実施機関理由説明及び審議（第97回審査会）
平成21年 7月28日	実施機関理由説明及び審議（第98回審査会）
平成21年 9月 3日	審議（第99回審査会）
平成21年 9月28日	実施機関への立入調査
平成21年10月 7日	審議（第100回審査会）